

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する
意見提出者の一覧

－平成 30 年度の接続料の新設及び改定等－

(受付順、敬称略)

意見提出者(計8件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 30 年3月 29 日	個人	－	－
2	平成 30 年4月 13 日	ビー・ビー・バックボーン株式会社	代表取締役社長	宮川 潤一
3	平成 30 年4月 13 日	NGN IPoE 協議会	会長	石田 芳樹
4	平成 30 年4月 13 日	KDDI 株式会社	代表取締役社長	高橋 誠
5	平成 30 年4月 13 日	一般社団法人日本インターネット プロバイダー協会	会長	会田 容弘
6	平成 30 年4月 13 日	株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	代表取締役社長	福田 安広
7	平成 30 年4月 13 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO	宮内 謙
8	平成 30 年4月 13 日	EditNet 株式会社	代表取締役	野口 尚志

意見書

平成 30 年 3 月 29 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 30 年 3 月 24 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
	算定根拠のデータを読みました。古いデータが混じっておりますがこの根拠で問題はありませんか？

意見書

平成30年4月13日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばしいちちょうめ
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びー・びー・ぼっくぼーんかぶしがいしゃ
氏 名 ビー・ビー・バックボーン株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう みやかわ じゅんいち
代表取締役社長 宮川 潤一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年3月24日付けで公告された接続約款の変更に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見																																
<p>(1)実績原価方式に基づく平成30年度の接続料の改定等</p> <p>光信号中継伝送機能(中継ダークファイバ)について</p> <table border="1" data-bbox="167 600 801 698"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位 (月額)</th> <th colspan="2">平成30年度接続料 (カッコ内は調整前)</th> <th colspan="2">平成29年度接続料</th> </tr> <tr> <th>NTT東日本</th> <th>NTT西日本</th> <th>NTT東日本</th> <th>NTT西日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕</td> <td>1回線・ 1メートルごと</td> <td>1,262円 (1,056円)</td> <td>1,381円 (1,149円)</td> <td>1,060円</td> <td>1,038円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位 (月額)	平成30年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成29年度接続料		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・ 1メートルごと	1,262円 (1,056円)	1,381円 (1,149円)	1,060円	1,038円	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」といいます。)の実績原価方式を適用する光信号中継伝送機能(以下「中継DF」といいます。)に対しましては、その料金は比較的安定的に推移していたものの、平成29年度(以下「前年度」といいます。)から適用された接続料よりその上昇が顕著でありNTT東西それぞれで約19.8%、約8.2%上昇いたしております。</p> <table border="1" data-bbox="831 790 1465 873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位 (月額)</th> <th colspan="2">平成29年度接続料(カッコ内は調整前)</th> <th colspan="2">平成28年度接続料</th> </tr> <tr> <th>NTT東日本</th> <th>NTT西日本</th> <th>NTT東日本</th> <th>NTT西日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)</td> <td>1回線・1メートルごと</td> <td>1,060円 (0.946円)</td> <td>1,038円 (0.979円)</td> <td>0.885円</td> <td>0.959円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、今回NTT東西より平成30年度(以下「今年度」といいます。)適用予定の中継DF接続料として申請された料金は、それぞれで約19.1%、約33.0% (前年度と今年度の2年間でそれぞれ約42.6%、約44.0%)も上昇しており、接続事業者の事業計画やお客様へのサービス等に多大な影響を与えます。</p> <p>中継DFはNTT東西の收容ビル間を結ぶ唯一の回線であり、接続事業者は複数の收容ビル内に伝送装置等をコロケーションしています。その收容ビル間を当該中継DFで伝送網を構築することにより都市部や地方(ルーラルな地域等を含む)で生活される個人や法人等の営みで発生する各種のデータ伝送や情報通信サービスを確立し、様々な利用者様の通信を円滑かつ安全に確立している最も重要で必要不可欠な伝送機能です。</p> <p>更に、今後日本国内におきましては「無電柱化推進計画」が確実に実行されるため、中小通信事業者や新規参入事業者による中継DF利用ニーズは益々高まる可能性があります。</p> <p>したがいまして、以下に中継DF接続料に対する弊社要望を以下に記します。</p>	区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	1回線・1メートルごと	1,060円 (0.946円)	1,038円 (0.979円)	0.885円	0.959円
区分			単位 (月額)	平成30年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成29年度接続料																											
	NTT東日本	NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本																												
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・ 1メートルごと	1,262円 (1,056円)	1,381円 (1,149円)	1,060円	1,038円																												
区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料																													
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本																												
光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	1回線・1メートルごと	1,060円 (0.946円)	1,038円 (0.979円)	0.885円	0.959円																												

1. 上昇要因分析とその透明性担保

NTT東西は前年度と今年度の接続事業者向け説明会において、中継DF上昇要因を以下のとおり説明されています。

- ① 管路・とう道の補修工事費用増加
- ② 支障移転にともなう工事費用増加
- ③ 古くなったケーブルの除却損発生
- ④ 需要の減少（設備収容率をアップ）

上記の①～③につきましては、前年度の当該接続料の上昇に対し接続事業者からの質問が提出され、NTT東西の回答は、「特殊な施策により接続料原価が上昇したもの。」として、弊社は昨年度に単年度で発生する一時的な原価上昇要因と理解いたしておりました。しかしながら、今年度の中継DF接続料が上昇した原因の質問に対しましても、同様の回答をされています。

そもそも、管路・とう道の補修工事や道路拡幅や電柱地中化等の土木工事を伴うものは、突発的な事故や災害時の対応を除くと、原則として数年に亘って計画的に実施されるものであります。更に、上記④のPSTNや専用線等の伝送装置の更改・集約工事による収容効率アップ等も数年間計画的に実施されるものであり、これらの工事実施は数年前から分かっているものと推察されます。

よって、これらの工事等が接続料の上昇要因となるのであれば、接続事業者へのNTT東西による説明会での回答では分かり辛く、接続事業者への透明性を確保するためには、それぞれ①～④の要因に分けた詳細な情報開示と説明が必須と考えます。

また、「③古くなったケーブルの除却損」の発生につきましては、収容効率を高め、将来の維持管理費を低減することはある程度必要なことと考えますが、一方で、除却損が発生するのであれば、その実

施については費用対効果を検証し、更に、撤去等の必要性がある場合におきましても経済的耐用年数を経過していない設備であるため、該当設備に対しては公募等の方法で残存簿価による他者への譲渡等により、除却損の発生と設備等の撤去工事費を防止することが必要と考えます。

2. 中継DF接続料シミュレーション等による予見性確保

上記「1. 上昇要因分析とその透明性担保」で述べましたとおり、NTT東西より接続事業者説明会において回答された原価上昇の①～④の項目につきましては、計画的に実施されるものであることから、次年度以降の中継DF接続料につきましてはシミュレーションを実施し、その内容が接続事業者の予見性を確保することに大いに役立つため開示されることを要望いたします。

なお、接続事業者への開示タイミングにつきましては、現状、例年NTT東西より接続事業者へ開示される10月頃の開示項目に含めることで、特別な算定等は不要になるものと考えます。

3. 中継DFの原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に判断が必要

なお、今年度の中継DF接続料につきましては、まずは透明性担保を実現したうえで、当該接続料の上昇が一時的なものか、継続的なものなのかを判断する手順を今年度接続料の認可前に踏んでいただくことを強く要望いたします。

4. 仮に、原価上昇が一時的なものである場合は、「激変緩和」等の措置による接続料の平準化が必要です。

中継DFの原価上昇がシミュレーション等の検証により一時的要因で上昇していることが確認された場合には、接続料の急激な変動を抑制するために調整額等による平準化を要望いたします。

以上

意見書

平成 30 年 4 月 13 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号107-0052

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか2-5-1 エスゲイトあかさかさんのう7かい

住所(所在地) 東京都港区赤坂2-5-1

SGATE赤坂山王7階 (JPNE内)

NGN IPoE きょうぎかい かいちょう いしだよしき

NGN IPoE 協議会 会長 石田芳樹

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 30 年 3 月 24 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
<p>[新旧対照表 P.2] p.115</p> <p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第1節 事前調査 (事前調査の申込み)</p> <p>第 11 条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備(ソフトウェアを含みます。以下この章(第2節を除きます。))において同じとします。)の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定の検討(以下「事前調査」といいます。)を行います。この場合において、接続申込者がIPoE接続(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するもののうちIPoE方式で接続するものをいい、IP通信網との接続をIPv6アドレスにより行うものに限ります。以下同じとします。)を申込み際に、IPoE接続を行っている協定事業者(当社からIPoE接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)の数が16に達しているときは、当社は当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4節 接続申込み (接続申込みの承諾)</p> <p>第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第 13 の書面により承諾します。</p> <p>(1)電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、DSL回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会(以下「TTC」といいます。)においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、IPoE方式による接続(インターネット接続サービスを提供する協定</p>	<p>16 社の上限を超える場合の必要な措置等の影響の検討に当たっては、技術的な検討およびそれに伴う費用について総額および負担の方式について関係者に提示した上で、既存事業者を含む当事者間での十分な合意を得た上で慎重に進めるべきだと考えます。</p>

<p>事業者がIP通信網との接続をIPv6アドレスにより行うものに限ります。以下「IPoE接続」といいます。)を要望する場合には、IPoE接続を行っている協定事業者(当社からIPoE接続に係る接続申込みの操舵句を受けている接続申込者を含みます。)の数が16に達しているときを、それぞれ含みます。)</p>	
<p>[新旧対照表 P.9]</p> <p>(32) 関門系ルータ交換機能にかかる料金の適用</p> <p>ア 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合に限ります。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる平成 30 年4月1日時点のIP通信網終端装置(IPoE方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成 30 年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ 前欄に規定する料金について、複数の協定事業者が同一の設置場所の区分でIP通信網終端装置を利用する場合は、各協定事業者と協議の上、その区分のIP通信網終端装置の利用状況に応じて、2(料金額)2-4第4欄に掲げる料金額について、料金表第1表第2(網改造料)1(適用)第2欄の規定を準用して按分した額を、各協定事業者に適用します。また、当社は、その具体的な按分方法及び各協定事業者に適用する按分後の額について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>[新旧対照表 P.17]</p> <p>(62) IP通信網とのIPoE接続に係る機能IPoE接続を行</p>	<p>「接続料の算定に関する研究会」でも主張いたしましたが、網使用料化にすることについては依然疑問が残りますが、網使用料化に移行するのであれば、今回の網改造料の規定を準用する運用について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 接続事業者による自由な増速申込が担保されること 2) 接続の申込後に接続を中止した事業者の負担すべき費用は接続中止後も該当事業者が負担すること 3) 将来的にも上記の運用が継続されること <p>を強く希望します。また、本件について今後見直しを行う場合には NGN IPoE 協議会と議論をさせていただきますようお願い致します。</p>

<p>うための機能(料金表第1表第1(網使用料)2-4中継系交換機能のうち関門系ルータ交換機能に係るもの(IPoE方式で接続する場合に限ります。)を除きます。)</p> <p>参考: 料金表第1表第2(網改造料)2-1 料金表第1表第2(網改造料)1(適用)第2欄</p>	
<p>[新旧対照表 P.4] 第5章 協定の締結・解除等 (当社が行う協定の解除)</p> <p>第45条 当社は、第60条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第60条第1項の表中第4欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第50条の4(IPoE接続に係る責務)の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めるときに限るものとします。</p> <p>[新旧対照表 P.4] (IPoE接続に係る責務)</p> <p>第50条の4 IPoE接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、電気通信事業者がIPoE接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求する場合において、IPoE接続を開始するまでに次の各号に掲げる事項について整備し、公表するものとします。</p> <p>(1)IPoE接続に係る接続又は卸電気通信役務の概要 (2)IPoE接続に係る接続又は卸電気通信役務の利用に係る問い合わせ窓口等の情報開示の手続き (3)IPoE接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求し当該請求への回答を受ける手続き</p>	<p>協定事業者としては、これまでも不当な差別的取り扱いをしておりません。またIPoE接続の卸電気通信役務についても公表に努めてきましたが、今後さらに責務として求められる事項について積極的に実施すべく、さらなる情報開示に努めるとともに、啓発・広報活動を行ってまいります。</p>
<p>[新旧対照表 P.7] (IP通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)</p>	<p>IP通信網県間区間伝送路の申込手続きが県内接続との接続に係る申込と同時に実施できることに賛成します。</p>

<p>第 102 条 接続申込者が、第5条(標準的な接続箇所)第 1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続の申込みと併せてIP通信網県間区間伝送路の接続を申込み場合において、IP通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第 11 条(事前調査の申込み)、第 12 条(事前調査の受付及び順番)、第 13 条(事前調査の回答)、第 21 条(接続申込み)、第 22 条(接続申込みの承諾)、第 38 条(標準的接続期間)、第 40 条(協定の単位)から第 46 条(協定の消滅)及び第 99 条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)第1項の規定を準用します。</p> <p>2 前項に規定する申込みがあった場合であって、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第5条第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第 21 条第1項及び第3項に規定する期限を、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後 1ヶ月以内とします。</p>	
<p>[新旧対照表 P.3]</p> <p>第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き (優先パケット機能の接続に係る管理方針)</p> <p>第 34 条の 14 当社は、特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下、「優先パケット機能」といいます。)との接続にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。</p> <p>(1)通信の秘密を確保すること</p> <p>(2)優先パケット機能を利用する協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと</p> <p>(3)優先パケット機能を利用した通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと</p> <p>2 当社は、端末系交換機能第 10 欄イ欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー</p>	<p>優先クラスの利用にあたっては、IPoE接続事業者経由の接続形態も取りえると理解していますが、その場合には該当IPoE接続事業者と協定事業者の合意があることの確認書類の提示を求めるべきであると考えます。</p>

ー5ー1のプラン3、メニュー5ー2及びメニュー5ー4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)、メニュー5ー1のプラン5(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)とします。

3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと1回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ(以下「設定パターン」といいます。)を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合、ビジネスタイプの場合それぞれ13とします。

4 接続申込者は、前2項の場合において、上限を超えた接続を要望する場合は、第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行うものとし、当社は、上限の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の上限を規定します。

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第34条の15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第11条(事前調査の申込み)に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表3(様式)様式第8別紙5を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとします。

1回線あたりの優先クラスの利用帯域が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)以下、ビジネスタイプの場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)以下であること

(2) 一度に申込み設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2(その申

込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。)以下であること

3 協定事業者(当社が優先クラス通信機能の利用に係る接続申込みを承諾した協定事業者をいいます。以下この条において同じとします。)は、回線ごとに優先クラス通信機能の利用を申込み場合は、当社に対し、優先クラス通信機能を付加するにあたり必要な契約者情報等(当社は、その申込みに必要な情報について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。)を通知することを要します。

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表3様式第8別紙5の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとします。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又はIP通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

意見書

平成 30 年 4 月 13 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDD I 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成30年 3 月24日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所	弊社意見
全般	
調整額算定時の原価算定に用いる H28 年度適用の資本構成比率の算定	<p>NTT 東・西接続料の報酬額算定における資本構成比の算出については、“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”を用いる手法が用いられており、今までは、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を一律に「有利子負債以外の負債」（他人資本）から全て圧縮する算定方法が採られていました。</p> <p>しかしながら、上記算定方法では、レートベースの構成資産ではなく、かつ、税効果会計の適用で自己資本比率を上昇させることになる「繰延税金資産」に相当する分も、一律に「有利子負債以外の負債」（他人資本）から全て圧縮されてしまうため、算出される資本構成比が、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げ、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態にそぐわなくなることから、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」という。）を受け、平成 30 年度の接続料再計算にあわせて算定方法の見直し（「繰延税金資産」については、自己資本から圧縮）が総務省から NTT 東・西に要請^(※)されたところでした。</p> <p>ところが、今回 NTT 東・西から認可申請された平成 30 年度接続料の算定方法を見ると、平成 30 年度接続料を構成する費用のうち、前々算定期間における費用（報酬額）算定時の資本構成比については、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比が用いられているものの、調整額算定時の資本構成比については、従来通り、「繰延税金資産」を「有利子負債以外の負債」（他人資本）から圧縮した資本構成比を用いて算出されています。</p> <p>調整額については、前々算定期間における費用と前々算定期間における接続料収入の乖離を当年度接続料で調整するものですが、当該調整を行う主旨は、前々年度実績が確定した後、前々年度で回収すべき接続料原価と実際に回収した接続料収入との乖離を調整し、回収すべき接続料原価を NTT 東・西が正しく取得することにあります。</p> <p>この際、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額を NTT 東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。</p> <p>したがって、調整額算定時の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成 30 年度接続料の調整額については、当該資本構成比を用いて再算定することが必要だと考えます。</p> <p>(※)「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について」（総基料第 162 号）（平成 29 年 9 月 8 日付け）</p>

(2) 平成 30 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定	
光分岐端末回線の算定	<p>第一次報告書を踏まえ、平成 30 年度の接続料再計算にあわせて、償却費の低減分を分岐端末回線の接続料に平均的に反映させるよう総務省から NTT 東・西に要請^(※) されましたが、今般の認可申請において、分岐端末回線の償却済み比率（NTT 東：0.05%、NTT 西：0.03%）が接続料算定に反映されていることから、適切な算定方法だと考えます。</p> <p>(※)「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について」(総基料第 162 号) (平成 29 年 9 月 8 日付け)</p>
(3) 平成 30 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定等	
機能別接続料の算定	<p>第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成 30 年 2 月 26 日公布）を受けた対応であり、今般の認可申請において、機能別接続料が設定されたことにより、設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者が NGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することが可能になると考えます。</p>
その他	
網終端装置の増設基準の基本的な事項	<p>これまでも接続事業者が網終端装置の増設を希望する場合は、建設申込を提出する際に、必要に応じて NTT 東・西と内容について調整した上で、NTT 東・西が定めた運用ルールに基づき、増設可否が判断される運用となっております。</p> <p>今般の変更において、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT 東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることとなりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。</p> <p>増設基準は、「円滑なインターネット接続を実現する見地から NTT 東・西が別に定めること」となっておりますが、仮に、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。</p> <p>また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。</p>
NGN のネットワーク管理方針	<p>第一次報告書に記載された「ネットワーク管理方針の透明性の確保」「ネットワーク管理方針の公平性・適正性の確保」「指定設備管理部門における情報管理」について、事業法施行規則の改正（平成 30 年 2 月 26 日公布）を踏まえ、優先パケット機能の利用について、今般の認可申請において、以下の事項が接続約款に規定されているため、公正な競争環境が確保されるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西の利用部門と接続事業者の同等性の確保 ・接続事業者間の同等性の確保 ・利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間で不当な差別的取扱いを行うものではないこと ・通信の秘密を遵守すること ・接続事業者に求める情報の範囲・手続き

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用に係る具体的な基準 ・基準を超える利用を要望する場合の手続き
<p>県間通信用設備との接続に関する手続</p>	<p>第一種指定電気通信設備との接続の申込みとあわせて、非指定設備である「IP通信網県間区間伝送路」との接続の申込みを行った場合の申込方法や標準の期間等について、第一種指定電気通信設備との接続の申込みと同等の条件で対応する旨の条文が今般の認可申請において接続約款に規定されています。</p> <p>本事項については、「地域のNGNとの接続において不可避免的に経由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白であり、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続について、その手続に関する事項を第一種指定電気通信設備接続約款記載において統一的に記載すべき」との第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成30年2月26日公布）を受けた対応であり、本事項を接続約款に規定することによって、県間通信設備との接続に関する手続が明確化され、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものと考えます。</p>
<p>コロケーションが困難な場合の代替措置</p>	<p>NTT東・西のコロケーションは、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続してサービスを展開する上で必要不可欠であり、第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成30年2月26日公布）を受け、コロケーションが困難な場合の代替措置として、接続事業者が自らのラックに装置を設置できない場合に、NTT東・西のラック内の空きスペースに接続事業者の装置をNTT東・西が設置し、預かり保守を行う旨の条文が接続約款に規定されております。</p> <p>今回新たに「コロケーションが困難な場合の代替措置」が接続約款に規定されることにより、Dラックで接続事業者が計画的に事業展開できないケースや該当エリアでの事業展開をあきらめざるを得なかったケースについて、当該代替措置を活用することによって一部事業展開が可能になることが期待されるため、コロケーションが困難な場合の代替措置として有効だと考えます。</p>
<p>コロケーションの配分上限量の緩和</p>	<p>第一次報告書に示された「効率的にコロケーションを確保する対処」として、今般の認可申請において、コロケーションスペースの空きが18架未満の場合に一律2架であった配分上限量を、空きが6架以上18架未満の場合については3架に緩和する変更がなされるため、効率的にコロケーションを確保することが可能になると考えます。</p>
<p>「みなし契約事業者に対する契約者情報の提供」に係る媒体の変更</p>	<p>現状、契約者情報授受には磁気媒体（CMT）を利用しておりますが、次の理由から運用限界が迫っているところです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国内のCMTドライブ装置の主要メーカーは既に生産を中止しており、数年後には機器の保守運用も終了する可能性があること。 (2) CMT媒体自体の生産も終了しており市場に流通していないこと。 <p>このような状況であるところ、磁気媒体以外の方法で情報授受が可能となるため、今回の変更内容に賛同いたします。</p>

<p>光コラボレーションモデルにおけるひかり電話のみなし契約に係る手続き費の対象の追加</p>	<p>当社国際コレクトコールは、海外から発信された通話について、当社オペレータを介し着信課金にてご利用いただくサービス（日本国内の着信先のお客様がご利用料金をお支払い）で、着信先のお客様は、当社とのみなし契約で当該サービスをご利用頂いております。</p> <p>着信先のお客様に対して当社からご利用料金を請求するためには、当社が NTT 東・西へみなし契約者情報の照会を行い、着信先のお客様に係る請求情報を取得する必要がありますが、着信先のお客様が、光コラボレーションモデル（以下、「光コラボ」という）のひかり電話契約のお客様であった場合、現行のみなし契約者情報の照会では、請求先情報が光コラボ契約の事業者となってしまうため、実際に当社サービスをご利用されたお客様にご利用料金を請求することが困難になるという課題がありました。</p> <p>しかし、今般の変更により、NTT 東・西に対して、当社ご利用料金の料金請求回収代行を依頼することが可能となり、光コラボ契約の事業者を経由して、実際に当社サービスをご利用されたお客様に対してご利用料金を請求することが可能となることから、今回の変更内容に賛同いたします。</p>
<p>接続料と利用者料金に関する確認の結果</p>	<p>「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定されたことにより、利用者料金収入と振替接続料総額の具体的な算出方法が公表^(※)されることになり、今回の「接続料と利用者料金の関係の検証結果」において、対象となる具体的な振替接続料の接続機能や算出方法等が開示されたことは、接続料と利用者料金の関係の検証において、より一層の適正性・透明性の確保につながったものと考えます。</p> <p>今回、公表された算出方法等を確認したところ、その算出方法等に不明点があったため、当該算出方法について適切な算出方法なのかどうか、総務省において検証頂くことを希望します。</p> <p>このように、具体的な算出方法等が公表されたことで、外部からの検証も可能となったことから、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定され、それに沿った検証がなされることは非常に意義のあることだと考えます。</p> <p>①「加入電話・I S D N通話料」の振替接続料の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」が入っているにも関わらず、「ひかり電話」の振替接続料の対象には当該接続機能が入っていない点（ひかり電話発信であっても、加入電話着信時には、当該接続機能が利用されるはず）</p> <p>②「加入電話・I S D N通話料」「ひかり電話」の利用者料金収入は、当社が料金設定をしているものに限ってありますが、振替接続料が NTT 東・西着信時（加入電話、ひかり電話着）を対象としているのに対して、利用者料金収入は NTT 東・西着信時以外も含まれている可能性があり、比較対象が正しくないのではないかという点（利用者料金収入に NTT 東・西着信時以外の収入も含まれているのであれば、正しい比較検証とならない）</p> <p>（例）NTT 東の「ひかり電話」の利用者料金収入は 1,248 億円、振替接続料は 123 億円となっているが、利用者料金が 3 分 8 円であることを考えると、仮に比較対象が正しい（利用者料金収入も振替接続料も NTT 東・西着のみ）とすれば、3 分あたりの接続料単価が 0.8 円</p>

程度となり、加入電話着（H30年度 IC 接続：3分 8.09円）もあると考えると、本当に比較対象が正しいのか疑問が生じる。

（※）「4. 結果の公表等」において、「事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。」とされている（「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案に対する意見及びそれに対する考え方の考え方4）。

以上

意見書

平成 30 年 4 月 13 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課御中

151-0053

とうきょうとしぶやく
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 会田 容弘

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見募集（平成 30 年度の接続料の新設及び改定等）について、
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾) 第 25 条 (略)</p> <p>(5) PPPoE 方式による接続 (以下「PPPoE 接続」といいます。)に係る IP 通信網終端装置 (増設基準を設けないものを除きます。以下この号において同じとします。)の増設の申込みがあった場合において、増設基準 (当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める IP 通信網終端装置の増設に係る基準をいい、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。以下同じとします。)を満たさないとき</p>	<p>(1)約款に記載する増設基準の具体性について</p> <p>NTT 東西の約款申請案において、NTE の増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める IP 通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、また、それらの具体的数値はどの程度かといったことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。</p> <p>今回の約款申請は、省令の改正と総務省の行政指導 (要請)を受けたものであり、2018 年 2 月 26 日の総務省の NTT 東西に対する要請文書 (以下、「本件行政指導」といいます。)では、「接続約款において、増設基準の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。」とされています。</p> <p>つまり、総務省は(1)「円滑なインターネット接続を可能とする見地から」、(2)増設基準の基本的事項を (3)接続約款において 定めるように指導しているのであって、これに誠実に対応するためには、電気通信事業法第 33 条第 2 項の認可を要する接続約款において、基本的には誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度の基本的事項を定める必要があり、その内容は最低限「円滑なインターネット接続を可能とする」程度のものであることが必要となります。</p> <p>今回の約款案では、本件行政指導に対応しているとは言えず不十分なものです。これが一度認可されてしまうと、増設基準の妥当性について、今後は約款認可のプロセスを経ることもなく、またパブリックコメントなどで接続事業者や国民の意見を聴く機会が毀損される可能性が非常に大きくなります。</p> <p>よって、「増設基準の基本的事項」を接続約款に定めることを求める本件行政指導の趣旨に対応するため、接続約款において、最低限</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・トラヒックベースでの増設基準によること ・トラヒックの具体的基準 ・トラヒックの伸びを見込む場合、その計算のしかたなどを定め、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度に具体的な規定を設けることが大前提であると考えます。 <p>このように NTT 東西殿が追うべき責務に関する条項(増設基準等)が明確化されない中で、基準に満たない場合は承諾しない、という接続事業者には一方的に不利益になる条項が新たに追加されるのは非常に危険だと考えます。その基準が、ISP 事業者とある程度合意が取れるような内容であればまだしも、これまでの経緯からすれば、全く現実とは乖離したものが出てくる可能性もあります。</p> <p>よって「別に定める」、とされるものに関して、総務省が求めている事業者や業界団体などとの協議が反映される仕組みを、約款に盛り込むことが求められると思います</p> <p>また、約款外で処理されるようになると、今後の協議が困難な状況に陥るリスクもあります。よって状況次第では、基準を約款に載せるなどの措置も必要だと思われま</p>
同上	<p>(2)「増設基準」の位置づけについて</p> <p>前項でも述べたように、今回の約款案において、増設基準を満たさないときは接続（または増設）の申込みを拒否できる旨の規定が追加されています。</p> <p>この点について 2018 年 3 月 28 日の事業者説明会で事業者から質問があり、これに対して NTT 東西殿は、「今までは増設基準や接続（増設）の拒否に接続約款上の根拠はなく、あくまでも NTT 東西が提示する基準に対してご協力をいただき、それ以上の建設申込みを出さないようにしていただいていた」との回答でした。</p> <p>この回答に際し、我々としては、この数年ユーザからの輻輳問題に関する苦情に日本全国の多くの ISP が苦勞しながら対応してきた大変な状況が、NTT 東西殿においてはこ</p>

の程度に認識であったことに驚愕の念を禁じえません。

このように、実態は、増設基準が協力のお願いにすぎないことを接続事業者にはその旨告げることなく、あたかもそれがルールであるかのような資料で説明されてきました。また、建設申込みの前に事前照会手続きを設けて建設申込みを簡単には出せないような手続きを経るようになるなど、接続義務緩怠とも思えるものでした。

各事業者はエンドユーザへのサービス提供のために増設を申し込んできたにもかかわらず、NTT 東西がこれを拒否する根拠にしてきた「増設基準」に実は制度上の根拠がなかったということです。

今までの増設拒否の事例が法令に照らして問題なかったかについて、総務省殿には早急に NTT 東西への聞き取り等調査を実施して頂き、問題がある場合には適切な措置をされるようお願いいたします。

また、今回の約款案を制度上の位置づけから見ると、従来は特に基準がなかった（あくまでも接続事業者が申し込めば約款上は増設してもらうことができた）ことに対して、増設の拒否事由のみを設けるものであり、これによって増設条件がより厳格化されることとなります。

そもそも接続事業者は、NTE を増設すれば自社側にも大きなコストが必要なものであり、無駄な増設を要望してきたことは全くありません。

よって、まず ISP 事業者と NTT 東西殿の間で早急に、誰が解釈しても大差のない増設基準をオープンに定めて運用することが先決であり、それでお接続約款の不備で不要不急、無駄な NTE の増設申込みが生じるようであれば、そのときに増設拒否理由を接続約款に盛り込むことで十分ではないかと考えます。

同上	<p>(3)具体的な増設基準に対する提案</p> <p>NTE の増設基準については、別途、当協会より NTT 東西殿に要望書を提出し、その内容については協会 Web サイトに掲載致しますが、ここにその概要を記し提案させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・各 NTE のトラヒック状況を何らかの形で接続事業者提供頂き、そのトラヒック動向に応じて、増設できるものとする。その際、現状では建設申し込みより設置までには約 6 ヶ月を要しているため、6 ヶ月後のトラヒックが NTE の閾値(例えば 80%)に及ぶことが予想される時点で申し込み可能となることとする。・この際、トラヒック動向は事業者によって大きく異なる事もあることから、事業者毎にその閾値等は考慮されるものとする。また、トラヒック動向等の数値次第では閾値を NTT 東西殿と協議の上、変更できるものとする。・既に輻輳している NTE については、別途検討する。・この増設は、ユーザの利用環境改善のために行うものであるため、これらの措置を行ってもユーザの利用環境が改善されない場合には、お互い協議を行い、改善策を検討し実施するものとする。・また、利用環境改善のために、増設基準だけでなく、現状のインターフェースの帯域を更に大きなものにするなど、他の対応策についても検討するものとする。
----	--

意見書

平成30年4月13日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 420-0034

(ふりがな) 住所 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8

(ふりがな) 氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

代表取締役社長 福田 安広

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年3月24日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙様式

該当箇所	意見
光信号中継伝送機能 (中継タークファイバ)	<p>今回申請された光信号中継伝送機能の平成30年度接続料は、前年比NTT東日本殿+19.1%、NTT西日本殿+33.0%の上昇率で大幅に上昇しております。光信号中継伝送機能は都市部のみならずルーラル地域も含め、多くの利用者へのネットワーク維持・提供に不可欠なものです。</p> <p>平成29年2月17日に開催されました平成29年度接続料に係る接続約款変更の認可申請等に関する説明会で、NTT西日本殿へ今後の土木設備の除却について確認したところ、特殊な施策は実施しないと説明がありましたが、平成30年度の申請された接続料には土木設備の除却が含まれている様であり、接続料の予見可能性が低下しています。接続事業者の予見可能性を確保することは可能な限り追求されることが必要であることから、光信号中継伝送機能の接続料も第一種指定電気通信設備接続料規則第二十一条の再計算後、ドライカップ接続料及びメタル専用線接続料等と同様に遅滞なく接続事業者へ開示されることが必要と考えます。</p> <p>光信号中継伝送機能のコスト増の要因として挙げられているのは管路・とう道等の土木設備の保守費の増加に加え、NTT西日本殿は古くなったケーブルの補修や支障移転による除却とされていますが、これまで年々下がってきたNTT西日本殿の指定設備管理運営費を上昇させています。また、需要減の要因としてはPSTNや専用線等の伝送装置の更新・集約による利用芯線の減少とされていますが、計画的に行われるべき施策であると考えられます。</p> <p>このような接続料の急激な上昇は、接続事業者へ大きく影響を与えます。今回のコスト増が一時的なものであるならば、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることで接続料の平準化を図る事が望ましいと考えます。</p>

以上

意見書

平成 30 年 4 月 13 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 30 年 3 月 24 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(1) 実績原価方式に基づく平成 30 年度の接続料の改定等

該当箇所	意見
平成 30 年度接続料 網使用料算定根拠 V. 資本構成比率の算定	<p>「接続料算定に関する研究会 第一次報告書」(2017 年 9 月) (以下「接続料研究会報告書」といいます。)において、「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになることから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」(P.50) との考え方が示され、平成 30 年度の接続料の改定から資本構成比率の算定方法見直しを行うよう、総務省殿より東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)に要請がされました。</p> <p>しかしながら、今回認可申請されました平成 30 年度接続料に係る調整額算定に用いる資本構成比率は、見直し前の「『繰延税金資産』は他人資本から圧縮する」資本構成比率が採用されております。</p> <p>「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」という資本構成比率の算定方法見直しは、「繰延税金資産」という資産の性質を考慮した上で、自己資本から圧縮することが適当と結論付けられたものであり、資本構成比率の圧縮処理をより精緻にして、適正な利潤算定に貢献するものです。そうした状況は平成 28 年度時点でも同じであるため、調整額の算定においても資本構成比率を見直すことは、接続料の適正性をより向上させると考えます。</p> <p>したがって、今回認可申請される接続料に係る調整額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率を採用することが適当です。</p>
平成 30 年度接続料 網使用料算定根拠 II. 原価の算定及び料金 の設定 5. 中継伝送機能 光信号中継伝送機能	<p>光信号中継伝送機能 (以下「中継 DF」といいます。)の接続料金については、NTT 東日本殿において前年度比 19.1%増、NTT 西日本殿においては 33.0%増と急激に上昇しています。</p> <p>今回の急激な上昇は主に、施設保全費、除却費及び調整額増加による原価の増加(対前年度比: NTT 東+10%、NTT 西+21%)と、急激な需要減少(対前年度比: NTT 東▲8%、NTT 西▲9%)によるものであり、今回のような前年度比 30%以上という急激な上昇による事業運営上の影響は、決して小さくありません。</p> <p>したがって、今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」(平成 25 年 7 月 16 日)に定めるとおり、</p>

	<p>一時的な増分を加味しない平成 30 年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど、激変緩和措置を適用することが適切であると考えます。</p> <p>また、今回 NTT 東西殿の認可申請が遅れた関係により、平成 30 年度の中継 DF 接続料金の公表が 3 月中旬という年度末の時期までずれ込みました。そのため、来年度以降の事業運営を計画していく上で大きな支障が出ました。近年、認可申請が遅れ、年度を跨いで認可されるケースが増えてきており、特に精算金額が大きい接続料金における予見性の確保はより重要な課題になっております。したがって、中継 DF の接続料金における予見性確保のため、毎年 10 月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継 DF 接続料金を加えることを検討すべきです。</p>
<p>コロケーション</p>	<p>平成 30 年度に適用されるコロケーション費用については、接続料の算定に関する研究会の第 1 回で NTT 東西殿が提示した資料にあるとおり、全体的なコロケーションラック数が減少局面に入ったことや調整額等の影響により、大幅に上昇しました。</p> <p>現状、レガシー系サービスに係る機能については、毎年 10 月末に翌年度に適用する料金の速報値が提示されていますが、コロケーション費用についても予見性確保の観点から開示対象に加えることをご検討いただきたいです。</p> <p>また、今回の値上げ理由は調整額によるものですが、激変緩和をすることで影響を平準化できるならば、コロケーション費用への激変緩和導入もあわせてご検討いただきたいと考えております。</p>
<p>平成 30 年度接続料 網使用料算定根拠 VII.自己資本利益率 の算定 1.CAPM 的手法による自己資本利益率</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則において、自己資本利益率は「期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋$\beta \times$（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）」という計算式で算出されるよう規定されております。この中で、「他産業における主要企業の平均自己資本利益率」は、「NEEDS（日本経済新聞社デジタル事業 B to B ユニットの総合経済データバンク）の財務データ」より取得され、「リスクの低い金融商品の平均金利」（リスクフリーレート）は、「国債 10 年ものの利回り」が、NTT 東西殿の行う算定で採用されてきました。</p> <p>今回の平成 30 年度の接続料算定においては、マイナスとなったリスクフリーレート（国債 10 年ものの平均利回り）を算定上は「0.00%」と見込む一方で、主要企業の自己資本利益率は実績値がそのまま採用されております。</p> <p>平成 25 年度以降、接続料における報酬額算定に用いる主要企業の自己資本利益率は、非常に高い状況が続いております。これはアベノミクスの柱の一つである大胆な金融緩和策による、金利の低下が一要因と考えられ、金融緩和策と主要企業の自己資本利益率上昇との間には一定の関連があると想定されます。</p> <p>したがって、主要企業の自己資本利益率の実績値を採用するならば、算定に用いるリスクフリーレートも、「0.00%」と見込んで算定することはせず、実績値をそのま</p>

	ま採用することが適当であると考えられます。
--	-----------------------

(2) 平成 30 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定

該当箇所	意見
平成 30 年度接続料 網使用料算定根拠 V.資本構成比率の算定	「(1) 実績原価方式に基づく平成 30 年度の接続料の改定等」でも述べたとおり、今回認可申請される接続料に係る乖離額の算定においても、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率に見直すことが適当です。
光ファイバの耐用年数	<p>加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数につきましては、「平成 28 年度以降の加入ファイバに係る接続料の改定」及び「平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」の過去 2 回の接続料認可申請に合わせて、NTT 東西殿の HP 上で「光ファイバケーブルの耐用年数についての検討結果」を開示して、光ファイバケーブルの耐用年数の適正性に関する検証結果を示しておりました。</p> <p>しかしながら、その検証結果については、検証方法の妥当性に関する説明が十分ではないため、接続料研究会報告書で検証方法について検討が必要との考えが示されました。また、接続料の算定に関する研究会（第 11 回）（平成 30 年 1 月 23 日）の「光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）に関する当面の方向性（案）」という資料においても、必要なデータを提示の上、早期に耐用年数に関する検証作業を行うことが必要という考えが提示されました。</p> <p>すなわち、今回認可申請されている平成 30 年度の加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数についても、認可にあたっては適正性を検証することが求められます。</p> <p>そのため、光ファイバの耐用年数の検証方法については、接続料算定に関する研究会で議論を進めるとともに、今回認可申請されている接続料については、過去 2 回開示してきたものと同等の情報を平成 28 年度実績に更新したものを、事業者に向けて開示することが、最低限必要であると考えます。</p>

(3) 平成 30 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定等

該当箇所	意見
平成 30 年度接続料 全般	NTT 東西殿の NGN 接続料算定においては、これまで、帯域換算係数が存在することにより、結果として相対的にトラヒックの小さい機能にコストが寄せられ新規参入事業者には不利な状況となっていました。この度行われた接続料申請においては、平成 29 年 4 月 14 日付情報通信行政・郵政行政審議会答申に基づき、帯域換算係数を廃止して算定されており、新規機能等を使ったサービスを展開する事業

	<p>者に不利な状況が解消されていることから、平成 30 年度接続料に賛同します。</p> <p>また、本接続料申請においては、費用の発生態様に合わせ共用設備のコストドライバにトラヒックが用いられており、その点からも本接続料は適切であると考えます。</p>
平成 31 年度以降接続料	<p>平成 29 年 12 月に開催された接続料の算定に関する研究会(第 10 回)において、NTT 東西殿より、平成 31 年度以降の接続料については、「より適切なコストドライバ等を決定」するとの見解が示されました。当該見直しは、NTT 東西殿のみの判断によって行うことができるものではないため、仮に見直しの検討を行うのであれば、接続料の算定に関する研究会フォローアップの中で、NTT 東西殿から具体的なデータも併せた見直し案を提示いただき、公開の場で議論することが必須であると考えます。また、見直しの検討に当たっては、NTT 東西殿のみが利用している機能に有利な恣意的配賦が行われないよう注視する必要があります。</p> <p>そもそも、接続料算定方法の頻繁な変更による接続料上昇は、接続事業者の予見性の確保や事業計画にも影響を与えるものであるため、平成 30 年度 NGN 接続料において接続料算定方法の大幅な見直しを行った後すぐのタイミングで、算定方法の大幅な見直しを行うことの可否は慎重に判断すべきと考えます。特に、優先転送機能のような、これから利用事業者を増やし新規参入を促進していくべき機能の接続料が、NTT 東西殿の見直しによって急激に上昇するようなことがあれば、新規参入の阻害につながるため、そのようなことがないようにすべきと考えます。</p>
NGN 県間伝送路について	<p>NGN の県間伝送路は、NGN の県内伝送路とは違い第一種指定電気通信設備の対象にはなっていませんが、NGN と接続する上では県内伝送路と同様に不可避免的に利用する設備です。</p> <p>現在、県間伝送路の算定方式については明らかになっていませんが、同じように不可欠性を持つ伝送路設備である、NGN の県内伝送路と県間伝送路は本来同じ算定方式で算定されるべきであり、まず NGN の県間伝送路の算定方式を明らかにし、仮に県内伝送路と差分がある場合は、算定方式を合わせるべきと考えます。なお、算定方式を合わせるに当たっては、NGN は今後需要が増えていくサービスであるため、当然、県内伝送路に合わせ、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p> <p>また、NGN を利用する上で県間伝送路との接続が必須であり代替性がないことから、マイグレーションに伴い今後多くの事業者が県間伝送路を利用するに当たっては、適正性・透明性・公平性の確保が不可欠であり、その接続料について検証の仕組みが必要と考えます。</p>
IPoE 事業者の利用する NGN 県間接続料について	<p>IPoE 接続事業者が支払っている NGN 県間接続料については、平成 26 年度以降全く見直しが行われていません。NGN に係る需要が毎年度伸びているであろうことや機器価格が毎年度低下していくであろうことを考えると、この接続料停滞は、NGN 県間伝送路接続料の算定がコストベースで行われていないことの証左であると</p>

	<p>考えます。NGN に係る需要の伸びや経年による機器価格の低下を適切に接続料に織り込むためにも、IPoE 接続に係る県間接続料は、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p>
<p>優先転送機能に係る 設定帯域・パターン等 について</p>	<p>優先転送機能については、NTT 東西殿より、接続約款に利用帯域・設定パターン数・一度に申し込めるパターン数の上限に関する利用条件を設定する旨示されました。当該利用条件については、接続事業者の要望を踏まえ今後見直しを行うことも併せて示されていますが、事業者の要望に応じて見直すのはもちろんのこと、設定される条件については、今後の優先転送機能の利用が不当に制限されないよう予見性確保の観点からも注視が必要と考えます。</p>

以上

意見書

2018年4月13日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

〒158-0096

せたがやく たまがわだい 1-1-3

世田谷区玉川台 1-1-3

えでいっとねっと かぶしきかいしゃ

EditNet 株式会社

のぐち たかし

代表取締役 野口 尚志

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年（2018年）3月24日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>接続約款第 25 条第 1 項第 5 号</p> <p>(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾の不承諾事由)</p> <p>「PPP○E方式による接続(以下「PPP○E接続」といいます。)に係るIP通信網終端装置(増設基準を設けないものを除きます。以下この号において同じとします。)の増設の申込みがあった場合において、増設基準(当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定めるIP通信網終端装置の増設に係る基準をいい、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。以下同じとします。)を満たさないとき」</p>	<p>NTT 東西の約款申請案において、NTE の増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定めるIP通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、それが決まった後の具体的数値はどの程度か、このようなことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。</p> <p>今回の約款申請は、省令の改正と総務省の行政指導(要請)を受けたものであり、2018年2月26日の総務省のNTT 東西に対する要請文書(以下、「本件行政指導」といいます。)では、改姓予定の省令を受け、「接続約款において、増設基準の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。」とされています。</p> <p>省令上も、NTE の「基準又は条件に関する基本的な事項」を接続約款に定めるが認可の条件とされています。</p> <p>つまり、総務省は省令にもとづき、(1)「円滑なインターネット接続を可能とする見地から」、(2)増設基準の基本的事項を (3)接続約款において定めるように指導しているのであって、これに誠実に対応するためには、電気通信事業法第 33 条第 2 項の認可を要する接続約款において、基本的には誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度の基本的事項を定める必要があり、その内容が最低限「円滑なインターネット接続を可能とする」程度のものであることが必要となります。</p> <p>今回の約款案は、増設基準を接続約款に「円滑なインターネット接続を可能とする見地から定める」ことを求める本件行政指導に対して、「円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める」と約款案に記載して応えているもので</p>

	<p>す。</p> <p>これはおよそ誠実な対応とはいえず、省令（電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 3）に照らしても不十分なものです。</p> <p>これでは ISP 事業者だけでなくそのサービスを利用する国民も、問題になっている NGN（フレッツ）の輻輳問題のゴールが見えません。</p> <p>これが一度認可されてしまうと、今後設定または変更される増設基準の妥当性について約款認可のプロセスを踏むことはなく、パブリックコメントなどで接続事業者や国民の意見を聴く機会は想定されません。</p> <p>よって、「増設基準の基本的事項」を接続約款に定めることを求める省令や本件行政指導の趣旨に沿うため、接続約款において、最低限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラヒックベースでの増設基準によること ・トラヒックの具体的基準の考え方 ・トラヒックの伸びを見込む場合、その計算のしかた <p>などを定め、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度には具体的な規定とする必要があります。</p>
<p>接続約款第 25 条第 1 項第 5 号 （接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾の不承諾事由）</p> <p>「PPP○E方式による接続（以下「PPP○E接続」といいます。）に係るIP通信網終端装置（増設基準を設けないものを除きます。以下この号において同じとします。）の増設の申込みがあった場合において、増設基準（当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定めるIP通信網終端装置の増設に係る基準をいい、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。以下同じとします。）を満たさないとき」</p>	<p>今回の約款案において、増設基準を満たさないときは接続（または増設）の申込みを拒否できる旨の規定が追加されています。</p> <p>この点について 2018 年 3 月 28 日の事業者説明会で事業者からの質問があり、これに対して NTT 東西は、今までは増設基準や接続（増設）の拒否に接続約款上の根拠はなく、あくまでも NTT 東西が提示する基準に対してご協力をいただき、それ以上の建設申込みを出さないようにしていた、との回答でした。</p> <p>しかし実態は、「増設基準」について NTT 東西は事業者に位置づけを説明することなく、あたかもそれがルールであるかのように資料を作成し、ま</p>

	<p>た、建設申込みの前に事前照会手続きを設けるなど、接続の原則承諾義務を軽視した態度を取ってきました。</p> <p>各事業者はエンドユーザへのサービス提供のために申し込んできたにもかかわらず、NTT 東西が増設を拒否する根拠にしてきた「増設基準」に実は制度上の根拠がなかったこととなります。</p> <p>今までの増設拒否の事例が法令に照らして問題なかったかについて、総務省には早急に NTT 東西への聞き取りや行政指導など、適切な措置ををされるようお願いします。</p> <p>また、今回の約款案を制度上の位置づけから見ると、従来は特に基準がなかった（あくまでも接続事業者が申し込めば約款上は増設してもらうことができた）ことに対して、増設の拒否事由を設けるものであり、形式的には増設条件の厳格化ということになります。</p> <p>そもそも接続事業者は、NTE を増設すれば自社側にも大きなコストが必要なものであり、無駄な増設を要望してきたことは一切ありません。</p> <p>よって順序としては、まず ISP 事業者と NTT 東西の間で早急に、双方がある程度納得できる増設基準を定めて運用することが先決であり、それでお接続約款の不備で不要不急、無駄な NTE の増設申込みが生じるようであれば、そのときに増設拒否理由を接続約款に盛り込むことが望ましいと考えます。</p>
<p>料金表 網使用料</p> <p>2-4 欄(4) (関門系ルータ交換機能)</p> <p>ア欄 (第5条第1項の表中第7欄で接続するもののうち PPPoE方式で接続する場合)</p>	<p>今回、関門系ルータ交換機能の網使用料化により、NTE の使用料も約款化されました。この金額は、ISP 事業者が接続している NTE について、NTT 東西の利用部門が負担している金額ということになります (2018 年 3 月 28 日の事業者説明会での事業者からの質問に対する NTT 東西の回答)。</p> <p>この欄に記載された金額は NTE1 台当たり、東日本で月額 175453 円、西日本で月額 330747 円と</p>

なっていますが、この金額は「増設基準を設けない NTE」(D 型 NTE) の網改造料と大きく開きがあります。

この点について、NTT 東西は NTE の導入年度の相違によるものと説明されていますが(前記説明会での回答)、今後 NGN の多様な利活用形態、フレッツの接続化などの議論が進むことを考えると、NTE を容量などで類型化し、それぞれごとの接続料を分けて設定するなど、より透明な接続料の算定をできるようにするための工夫を進めていくよう要望します。